

議案（１）下関市地域公共交通協議会規約の改正について

下関市地域公共交通協議会規約（案）

（目的）

第1条 下関市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（実施事項等）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送を市が行うことの必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長1人
 - (3) 監事2人
- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
 - 4 会長は、監事を委員の中から任命する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第8条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な事項を協議するための専門部会を置くことができる。

(事務局)

第9-8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10-9条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11-10条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第12-11条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13+2条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	下関市
関係する公共交通事業者等	サンデン交通株式会社
	ブルーライン交通株式会社
	一般社団法人山口県タクシー協会
	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部
	全国交通運輸労働組合総連合中国地方総支部山口県支部
道路管理者	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	山口県下関土木建築事務所
	下関市建設部
港湾管理者	下関市港湾局
公安委員会	山口県警下関警察署
地域公共交通の利用者	下関市連合自治会
	社会福祉法人下関市社会福祉協議会
	下関商工会議所
学識経験者	公立大学法人下関市立大学
その他の地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
	山口県観光スポーツ文化部

※会長が必要と認めるとき、その他の協議会の運営上必要と認められる者として、適宜、委員を加えることができる。

新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略) <u>(専門部会)</u> <u>第8条 協議会は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な事項を協議するための専門部会を置くことができる。</u>
<u>第8条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
<u>第9条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
<u>第12条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

下関市地域公共交通協議会バス部会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、下関市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第8条の規定に基づき、乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等を協議及び調整するため必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 規約第2条各号に掲げる事項のうち、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する協議及び調整を行うため、下関市地域公共交通協議会バス部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認めるもの。

（組織）

第4条 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、会長が指名する部会委員をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総括するとともに、専門部会における協議の結果について協議会に報告するものとする。
- 4 部会委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 下関市
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 5 部会は必要があると認めるときは、部会委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。